

パネルディスカッション

– 「被疑者等支援業務」を含めた、今後の入口支援の道標 –

<パネリスト>

1. 埼玉県自立生活支援センター

センター長 木内 英雄 氏

2. 千葉県地域生活定着支援センター

センター長 岸 恵子 氏

3. 静岡地方検察庁

社会福祉アドバイザー 菅野 紀枝 氏

4. NPO法人 明日の空

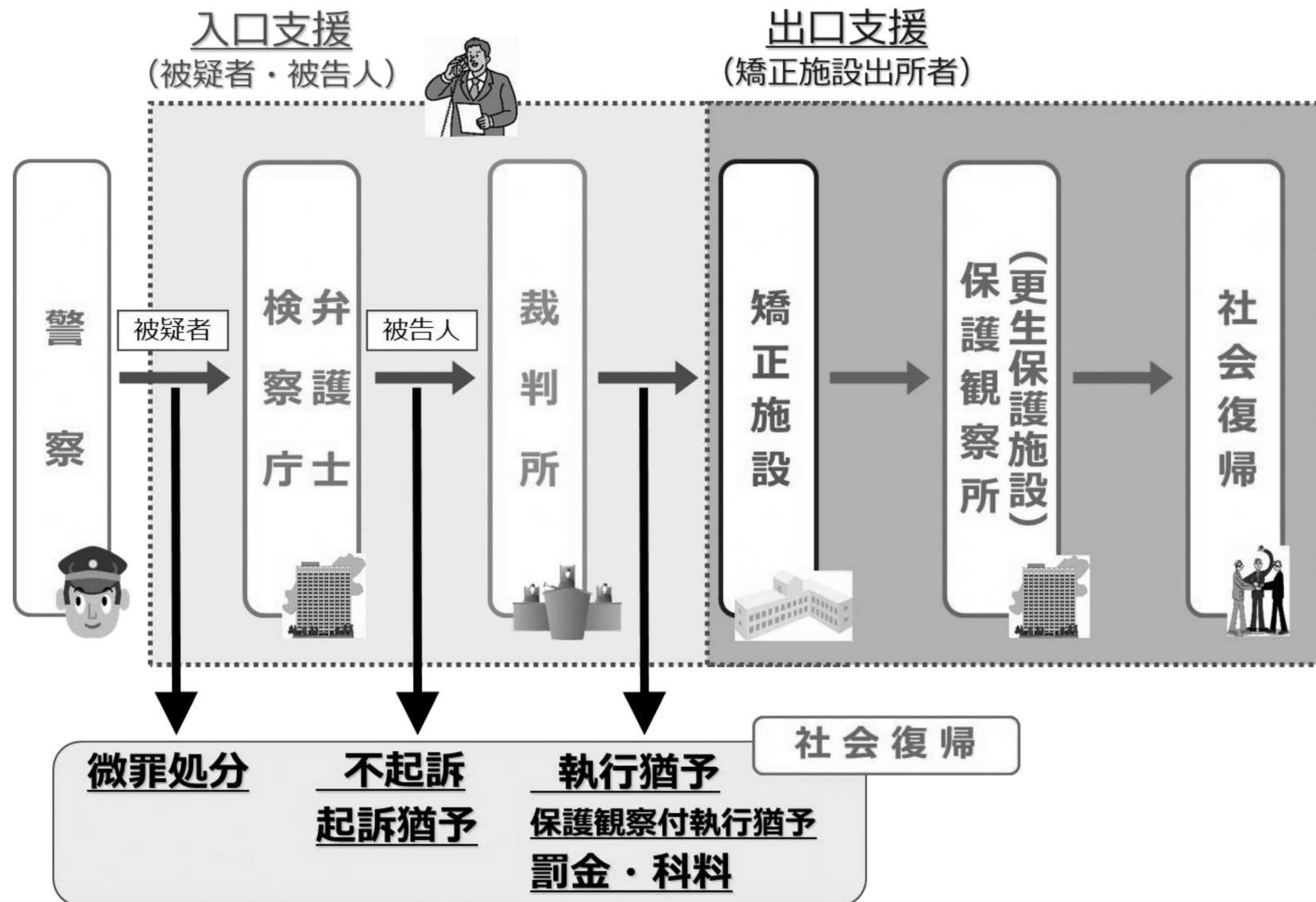
理事長 飯田 智子 氏

<コーディネーター>

伊豆丸（厚生労働省社会・援護局総務課 矯正施設対象者地域支援対策官）

令和3年度 『被疑者等支援業務』の開始

定着支援センターによる新たな入口支援



○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみではなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

- 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
- 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

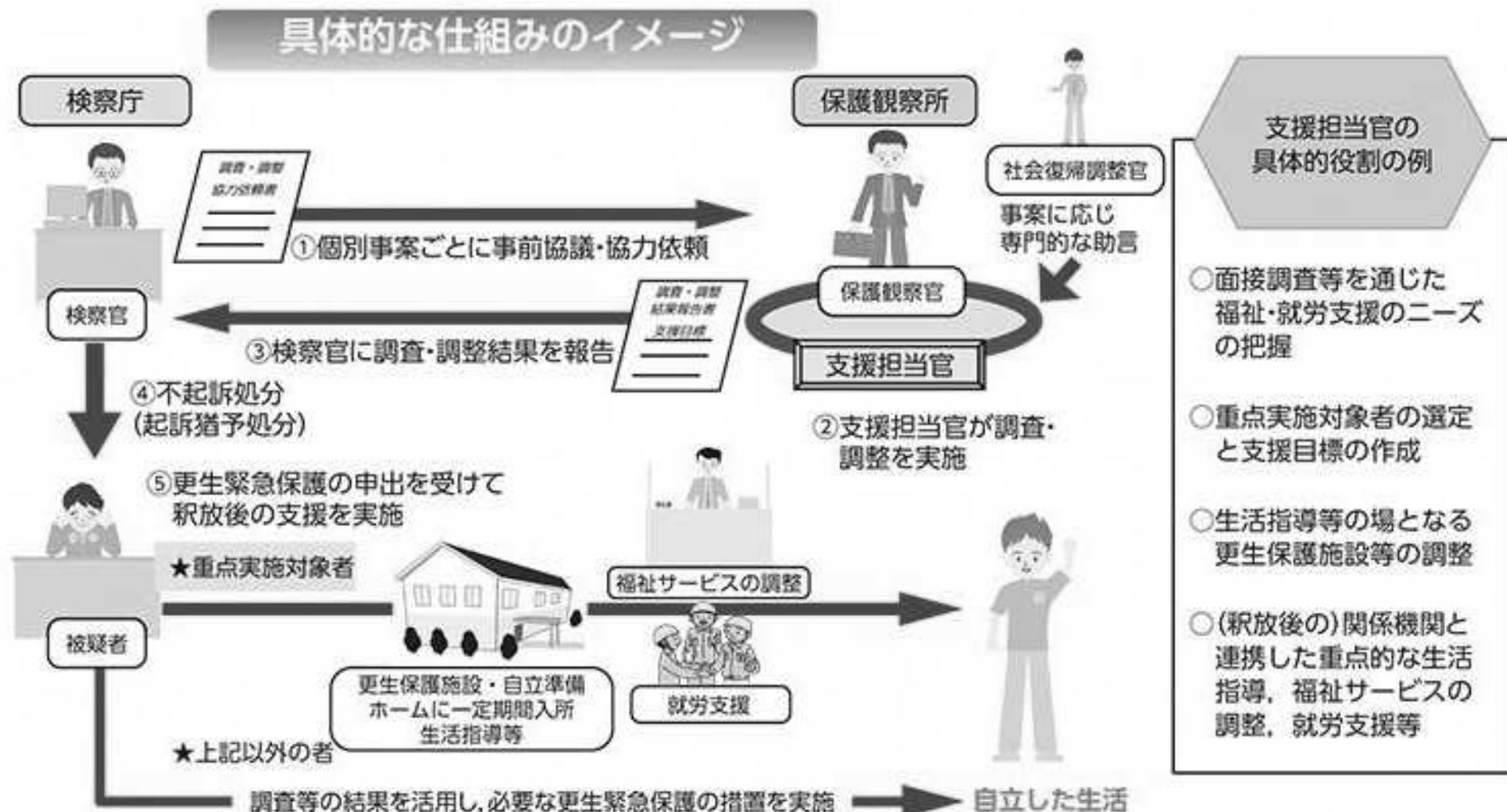
4 都道府県及び国の役割

- 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応することも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をされる者が見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。



令和3年度 「被疑者等支援業務」の概要

【事業内容】

○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

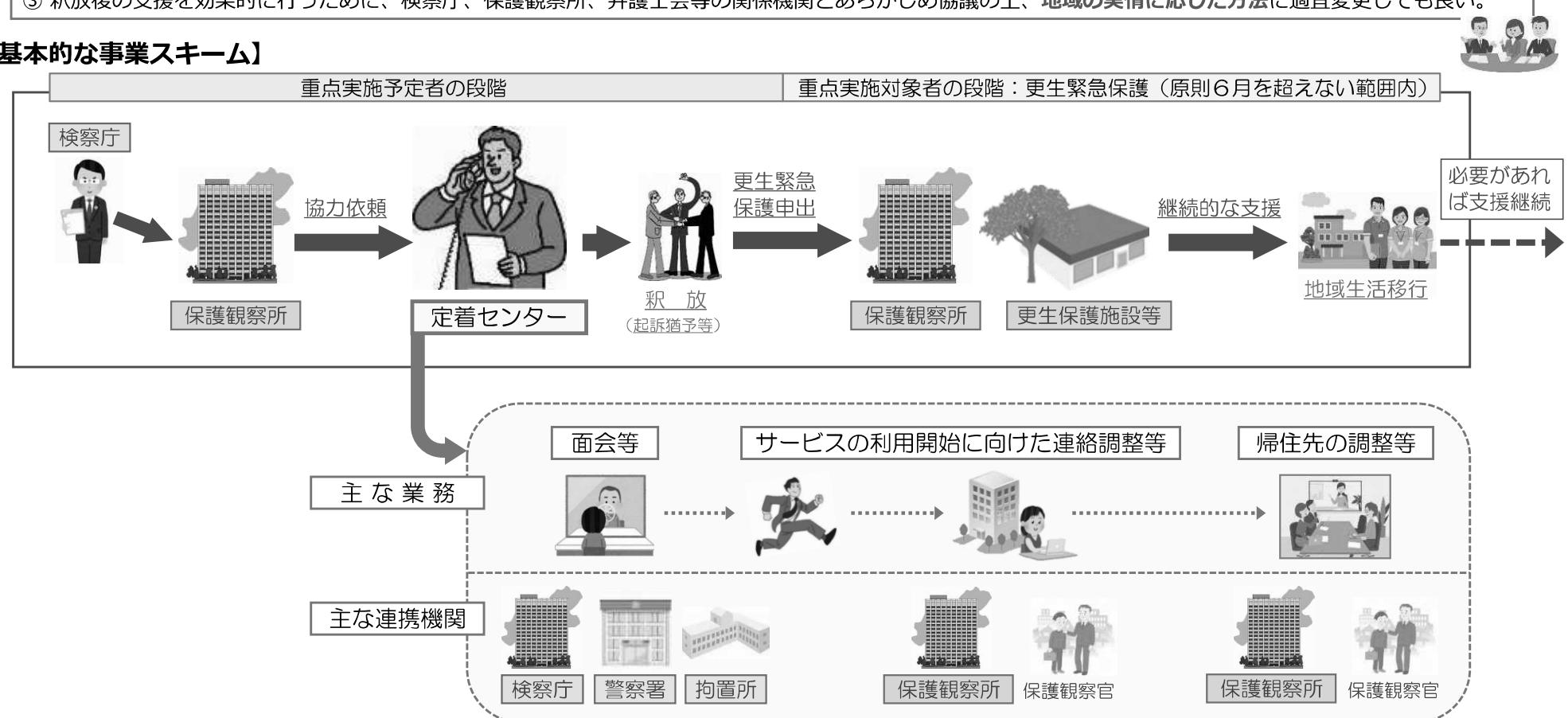
【支援対象】

- ①保護観察所からの協力依頼の発出時点で被疑者又は被告人であること。 ②高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者。（重点実施予定者）
- ③重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター（以下、定着センター）が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。（重点実施対象者）

【ポイント】

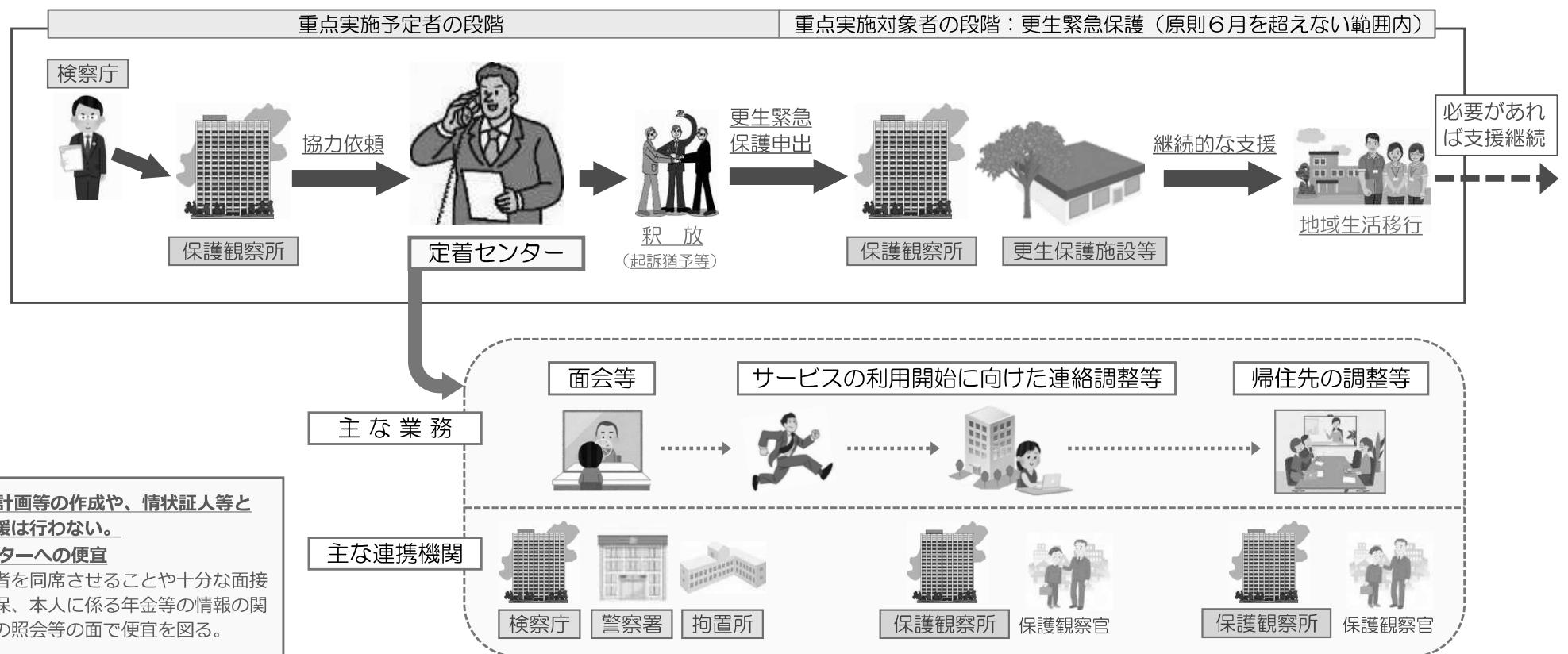
- ①「継続的な支援」の基本的な期間：更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。 ②既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。
- ③釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更しても良い。

【基本的な事業スキーム】

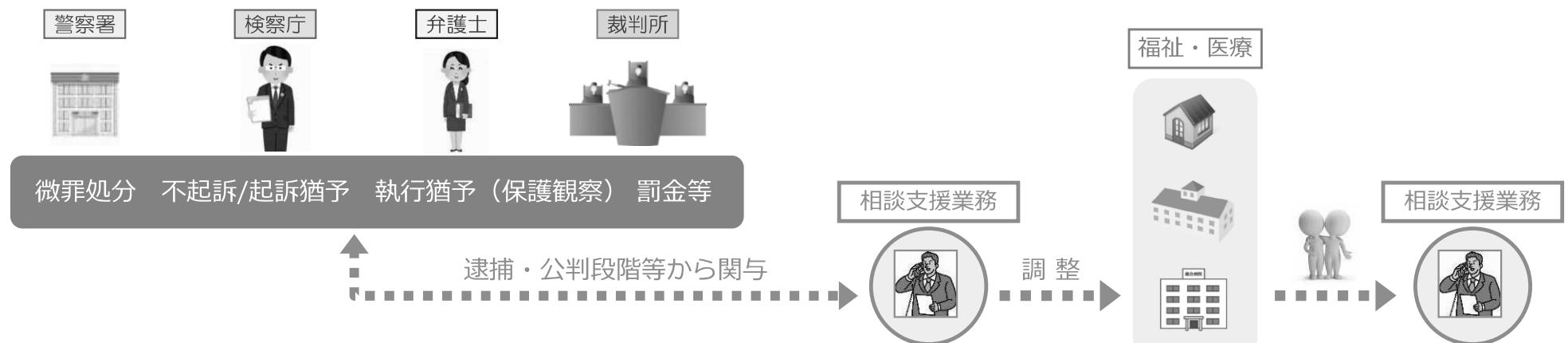


図解) R3年度『被疑者等支援業務』と既存の「相談支援業務」で関与した場合の入口支援

① 【「被疑者等支援業務」のスキーム】



② 【「相談支援業務（センターが福祉的な支援を必要とすると認める者）」で関与した場合（例）】



「被疑者等支援業務」 – 地域の実情に応じた方法 –

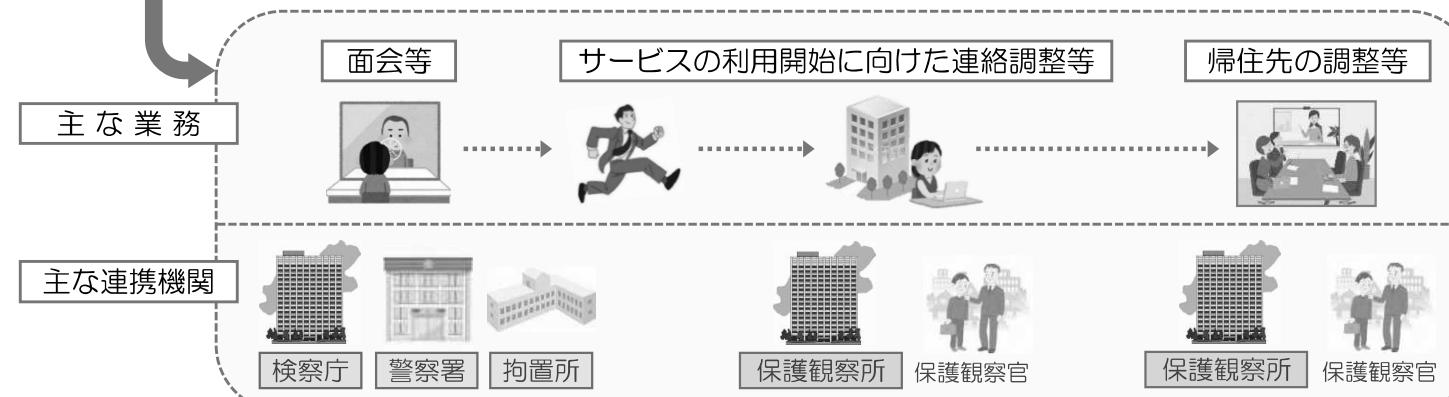
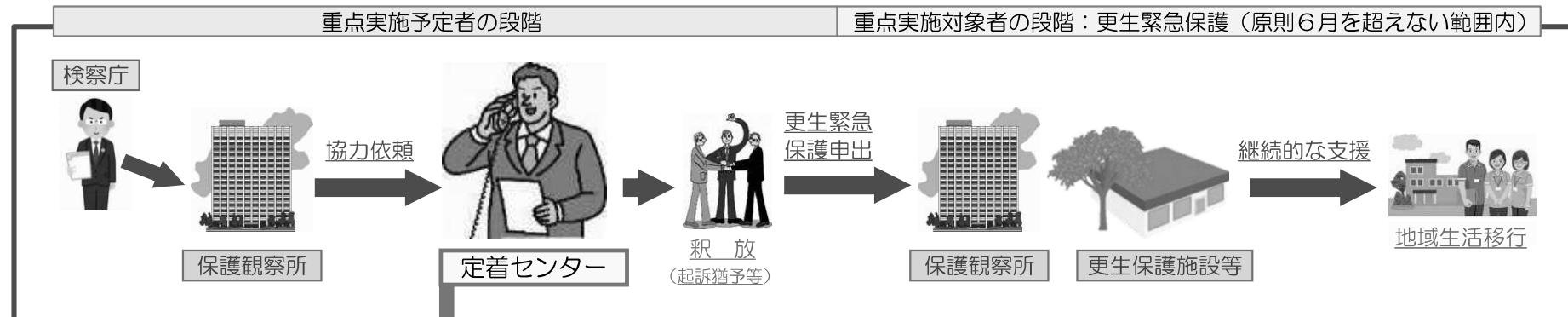


地域の実情に応じた方法

釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることにかんがみ、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない。

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第4業務の実施細目 2 被疑者等支援業務 (8) より抜粋



令和3年度『地域生活定着促進事業に位置づけられる定着支援センターの事業内容』

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和3年3月26日）より抜粋

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



被疑者等支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

全国地域生活定着支援センター関東・甲信越ブロック専門研修

令和3年11月12日

被疑者等支援業務について



埼玉県地域生活定着支援センター
木内英雄

埼玉県地域再犯防止推進事業 被疑者等支援業務

- ・入口支援のモデル事業を埼玉県で実施

(平成30年度11月～令和2年度11月) 法務省



- ・埼玉県再犯防止推進計画 (令和3年度～令和5年度) 埼玉県



- ・埼玉県地域再犯防止推進事業(被疑者等支援業務)(令和3年度～) 埼玉県



※地域生活定着支援センターに被疑者等支援業務を追加(令和3年度～)厚労省

埼玉県地域生活定着支援センターの体制

埼玉県

委託

埼玉県地域生活定着支援センター 社会福祉法人親愛会

出口支援(平成22年度～)

埼玉県地域生活定着支援センター
被収容者支援業務(特別調整)
5名体制

入口支援(令和3年度～)

埼玉県自立生活支援センター
被疑者等支援業務(重点実施)
5名体制

埼玉県地域再犯防止推進事業

埼玉県自立生活支援センター

事業の目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする起訴猶予者、執行猶予者等に対し、埼玉県が設置する「埼玉県自立生活支援センター」が、保護観察所等と連携・協働しつつ、アセスメント及びプランの作成を行い、対象者の意向、状態に応じた各種福祉サービスの利用支援や居住先の確保などを実施することにより、その社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

埼玉県地域再犯防止推進事業

埼玉県自立生活支援センター

事業について

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする起訴猶予者、執行猶予者等に対し、支援対象者の意向、状態に応じた各種福祉サービスの利用支援や居住先の確保など、社会生活を継続できる支援を行います。そのためにもまずは、安全で安心できる一時的な居住先（更生保護施設、自立準備ホーム等）を確保し、そこで丁寧なアセスメントを行い支援対象者の主訴と福祉ニーズを把握し、居住先の確保等の調整を行います。

ケースによっては重層支援が必要になるため、支援チームを作り支えていきます。地域生活に移行した後も、支援チームが継続してケース対応できるようにします。

支援対象者を受け入れてくれる福祉事業者、医療機関、企業等があつて成り立つ事業です。地域社会の支援対象者への理解、支援協力者の確保及び支援対象者支援のノウハウの共有やアドバイス、支援会議、研修会、事業者訪問等を行います。

入口支援+出口支援

必要な支援を受け地域で生活

入口支援

出口支援

埼玉県自立生活
支援センター

起訴猶予等

初犯

再犯

負の回転ドア

矯正施設

埼玉県地域生活
定着支援センター

満期出所

出所

劣悪な生活環境

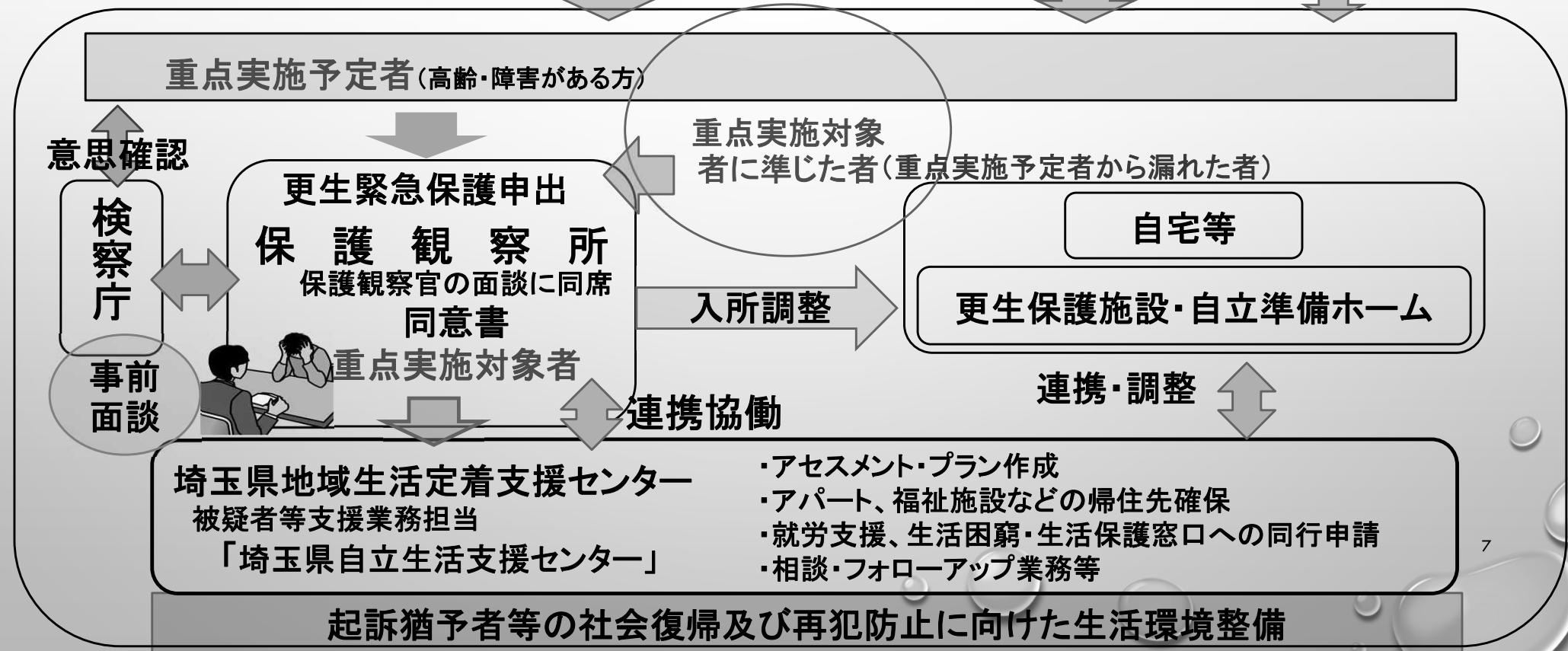
支援をしてくれる人がいない

自分の居場所がない

相手にされない

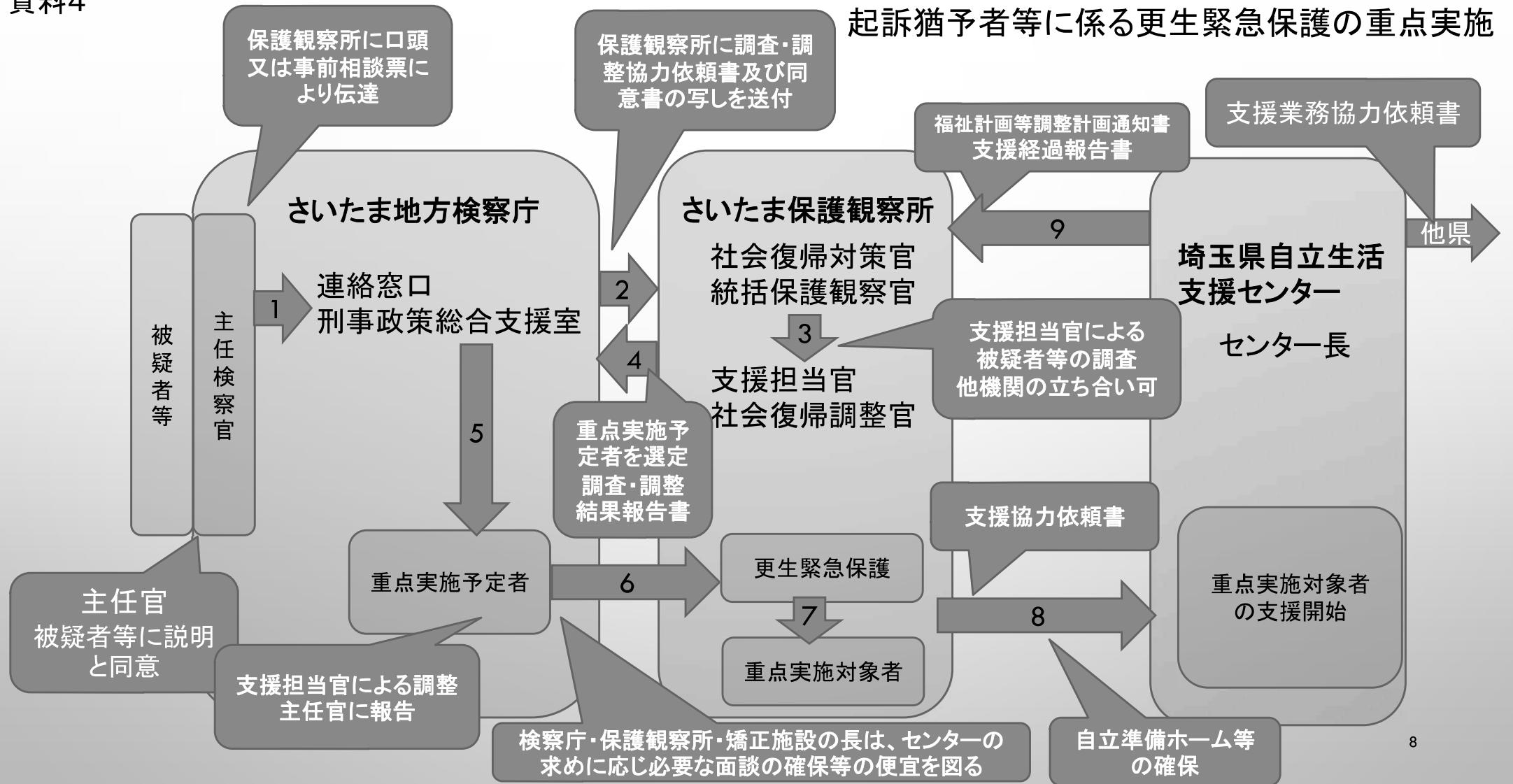
孤立 貧困 自殺 犯罪

埼玉県地域再犯防止推進事業の流れ



資料4

起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施



埼玉県地域再犯防止推進事業

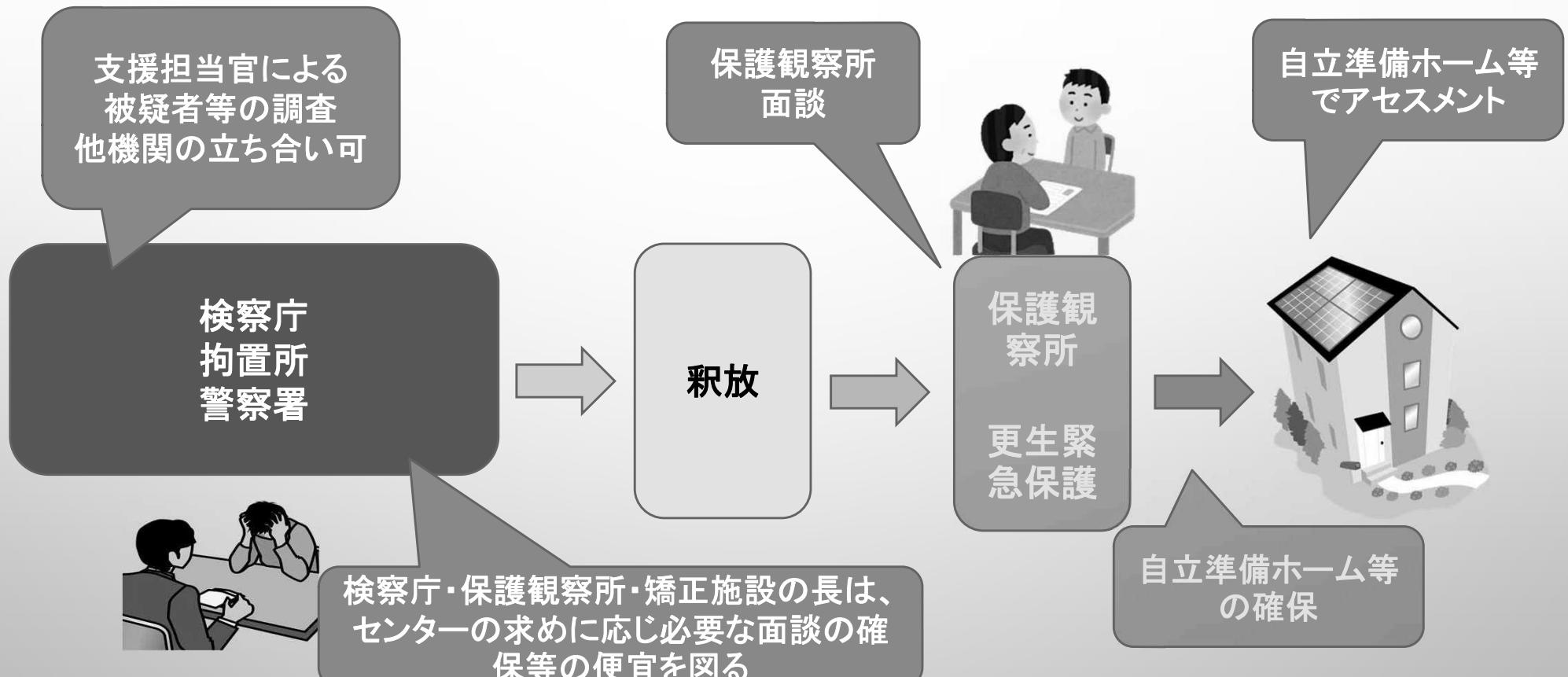
各種福祉サービス等の利用に関する調整支援
(事前面談)

埼玉県自立生活支援センター

重点実施予定者に対して聞き取り及び福祉制度等の説明をします。

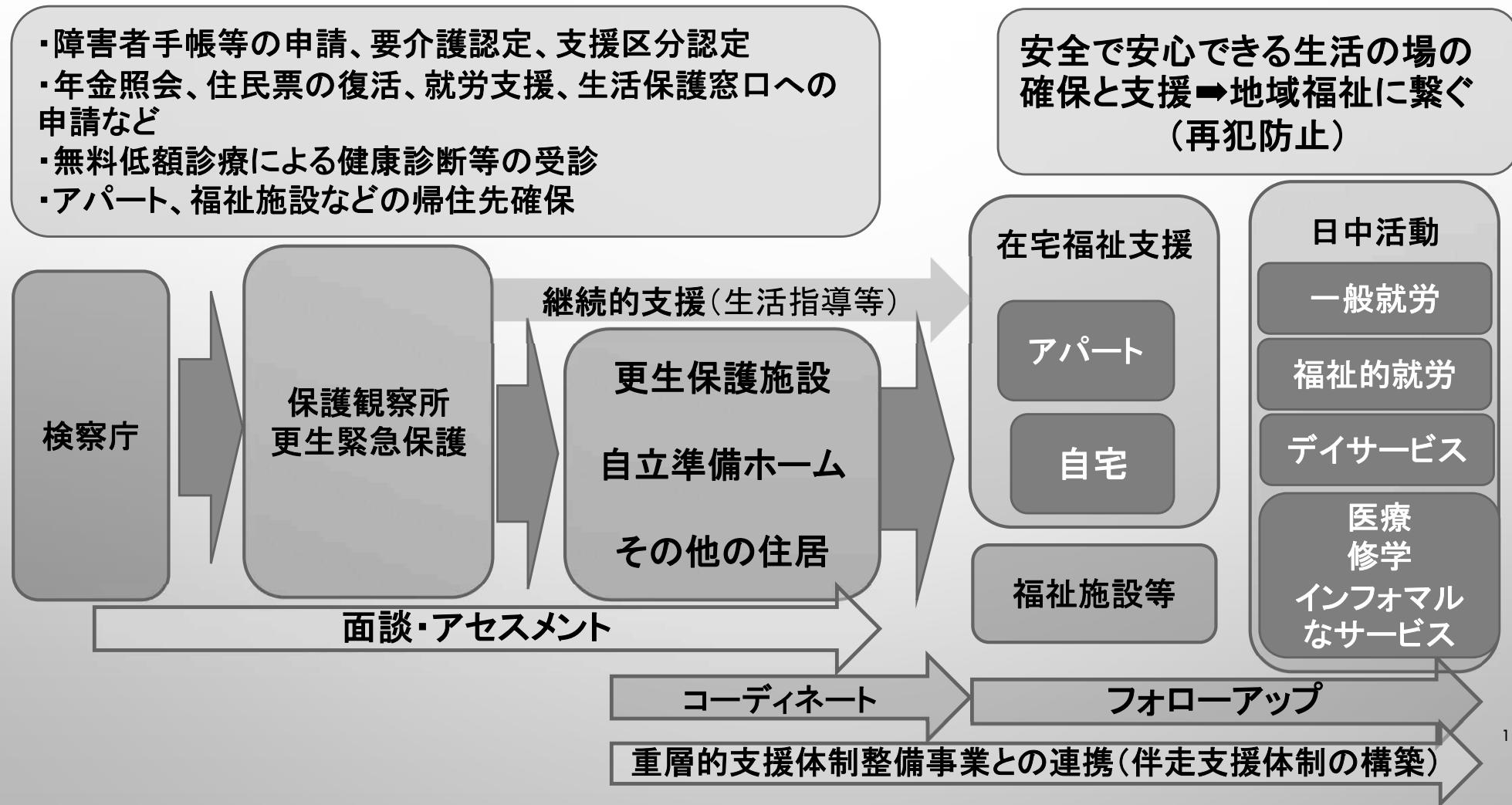
大切なことは、重点実施予定者が安心して支援を申し出することができる雰囲気づくりです。

面談の流れ

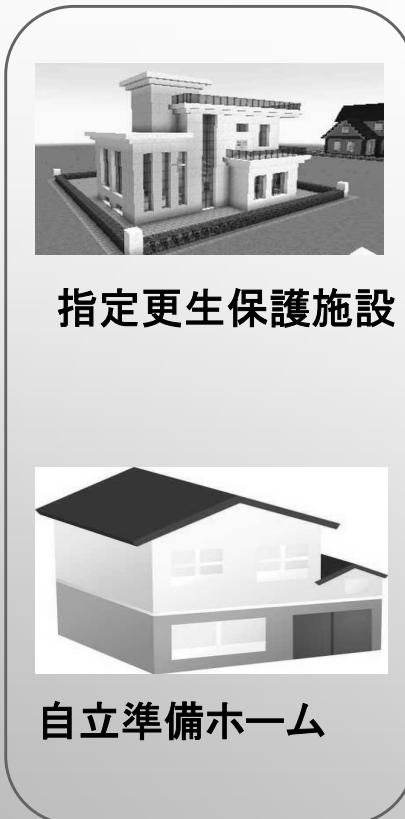


※被疑者等の移送に課題があり、警察署での事前面談が多くなります。

コーディネート及びフォローアップ



指定更生保護施設・自立準備ホーム退所先の調整

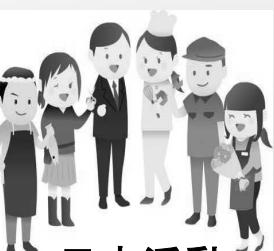


アセスメント・コーディネート



協力病院(無料低額診療): 健康診断等
病院: 診断書・通院入院治療
役所: 障害者手帳の取得・住民票の復活・国民年金
・国民健康保険・生活保護・援護・措置
年金事務所: 年金調査
福祉施設: 入所調整
不動産屋等: 入居調整等
その他の他: 成年後見・負債処理・就労支援等

更生保護施設・自立準備ホーム・保護観察所と協働



相談支援業務

定着支援センターの判断
相談支援業務の範疇で多様な
入口支援の実施可能

相談者

検察
弁護士
家族
関係機関等

当事者

相談
アドバイス

自立生活支援 センター

定着支援センターの判断で調整

・相談支援対象者
意思確認・アセスメント・ニーズの把握
(同意書注)

福祉施設、
アパート等

検討依頼
支援依頼

重点実施対象者
に準じた者

調整

さいたま保護 観察所

調整
更生保護施設
自立準備ホーム

更生緊急保護

注)
福祉サービス等利用
に関する個人情報使
用等同意書

令和3年度 支援対象者の状況

令和3年5月10日～令和3年10月27日

※下記の()は、支援辞退者

事前面談：警察署9 刑務所1

	男	女	合計
支援対象者数	16(3)	2(1)	18(4)

男女別	
男	16
女	2

障害有無	
有	6
無	9
疑い	3

年代別	
10代	0
20代	2
30代	1
40代	1
50代	2
60代(60~64)	0
60代(65~69)	6
70代	6
80代以上	0

種別	
単純高齢	12
高+知	
高+精	
高+身	
高+知精	
高+知身	
高+精身	
高+知精身	
知的	3
精神	3
身体	
知精	
知身	
精身	
知精身	

支援開始の有無	
有	13
無	4

勾留中 1 名

釈放時帰住先		受入先が更生保護施設等に決まった者のうち、他の帰住先種別	
更生保護施設			
自立準備ホーム	9	自宅・アパート・公営住宅等	6
自宅・アパート・公営住宅等	2	障害者支援施設	
障害者支援施設		グループホーム	1
グループホーム	1	病院	
病院		救護施設	
救護施設		サービス付き高齢者向け住宅	
サービス付き高齢者向け住宅		養護老人ホーム	
養護老人ホーム		有料老人ホーム	
有料老人ホーム		特別養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム		無料低額宿泊所・簡易宿泊所	
無料低額宿泊所・簡易宿泊所(県外)	1	その他	2
その他			

依頼から釈放までの日数

0	0
1	2
2	0
3	2
4	1
5	0
6	0
7	0
8	0
9	1
10～	1

依頼前の年金有無

有	6
無	12

年金申請手続き実施の有無

有	4
無	9

生活保護必要性

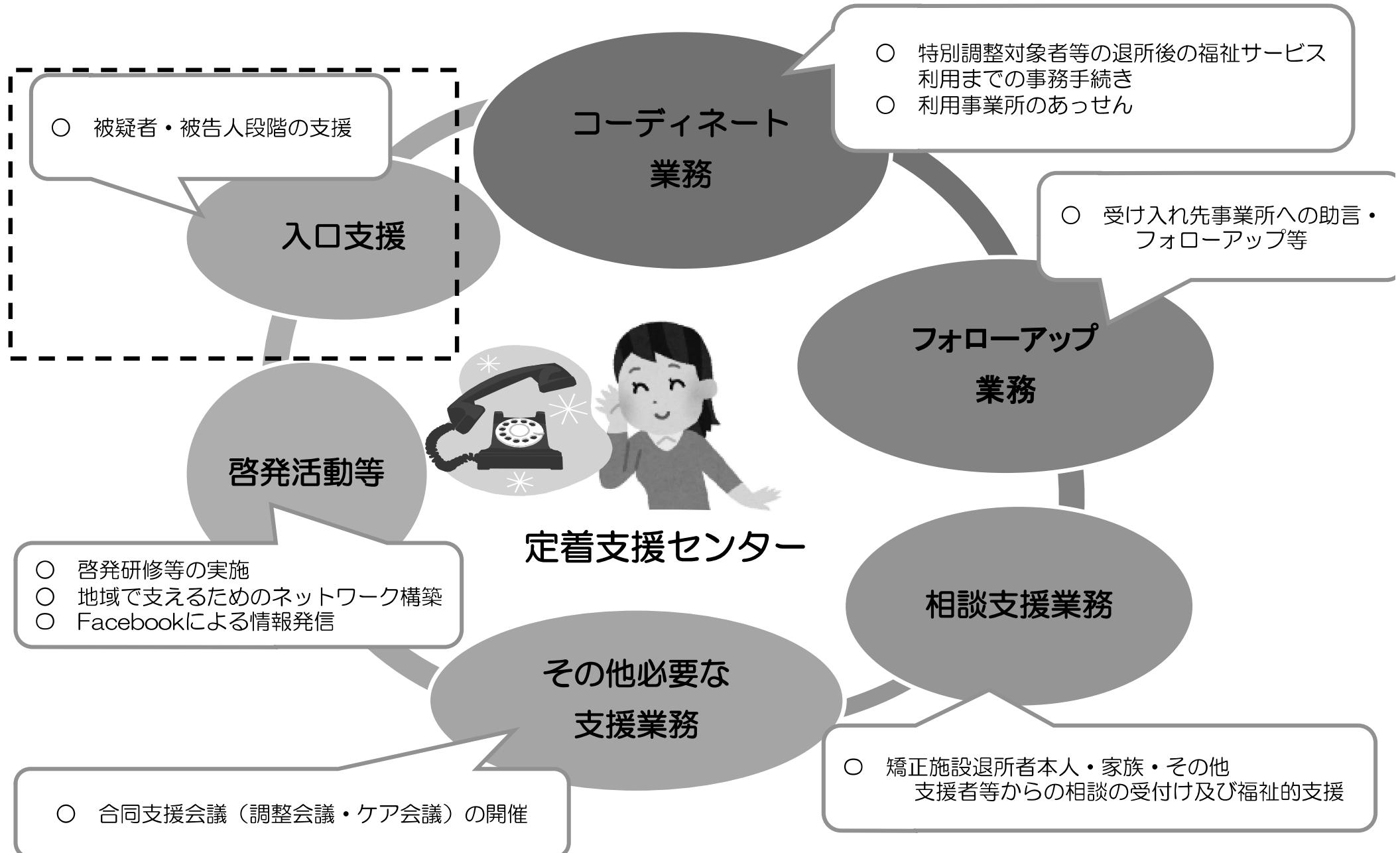
有	6
---	---

うち、再開1

千葉県地域生活定着支援センターの 被疑者・被告人の支援

千葉県地域生活定着支援センター
センター長 岸 恵子

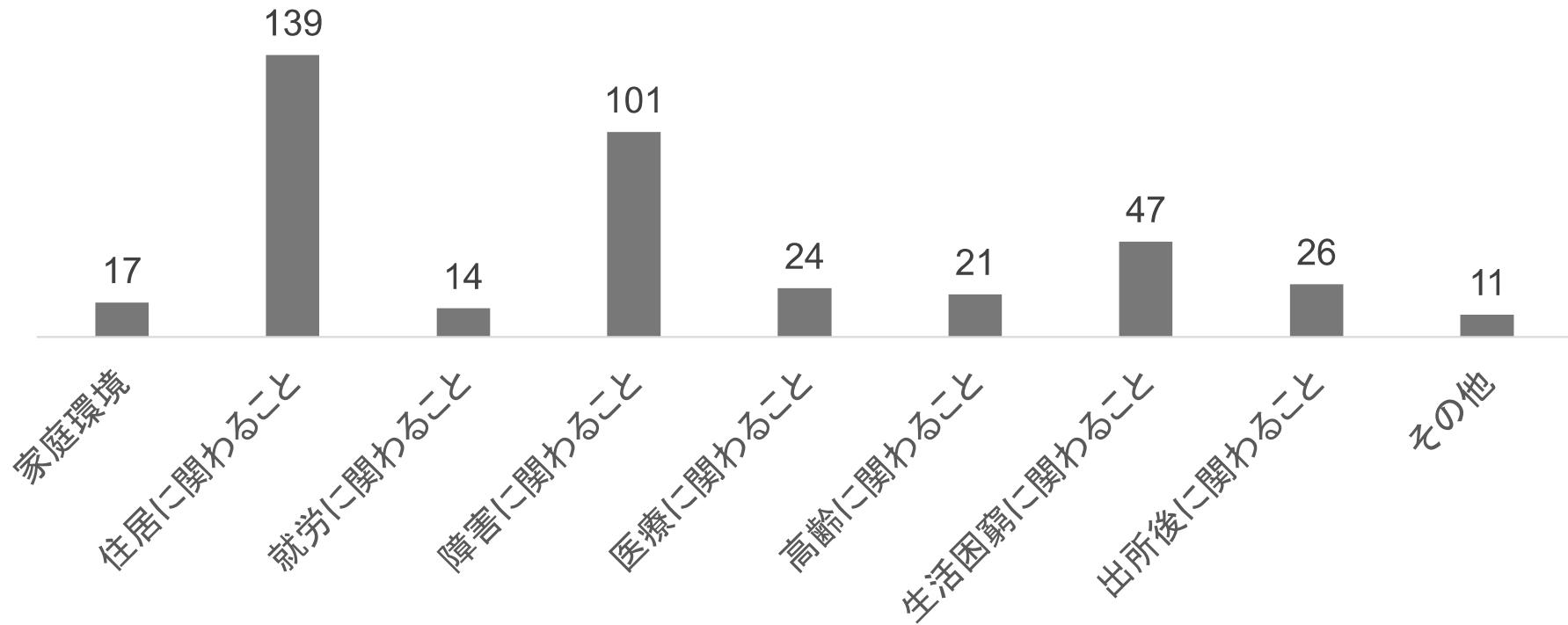
定着支援センターの5つの業務+1



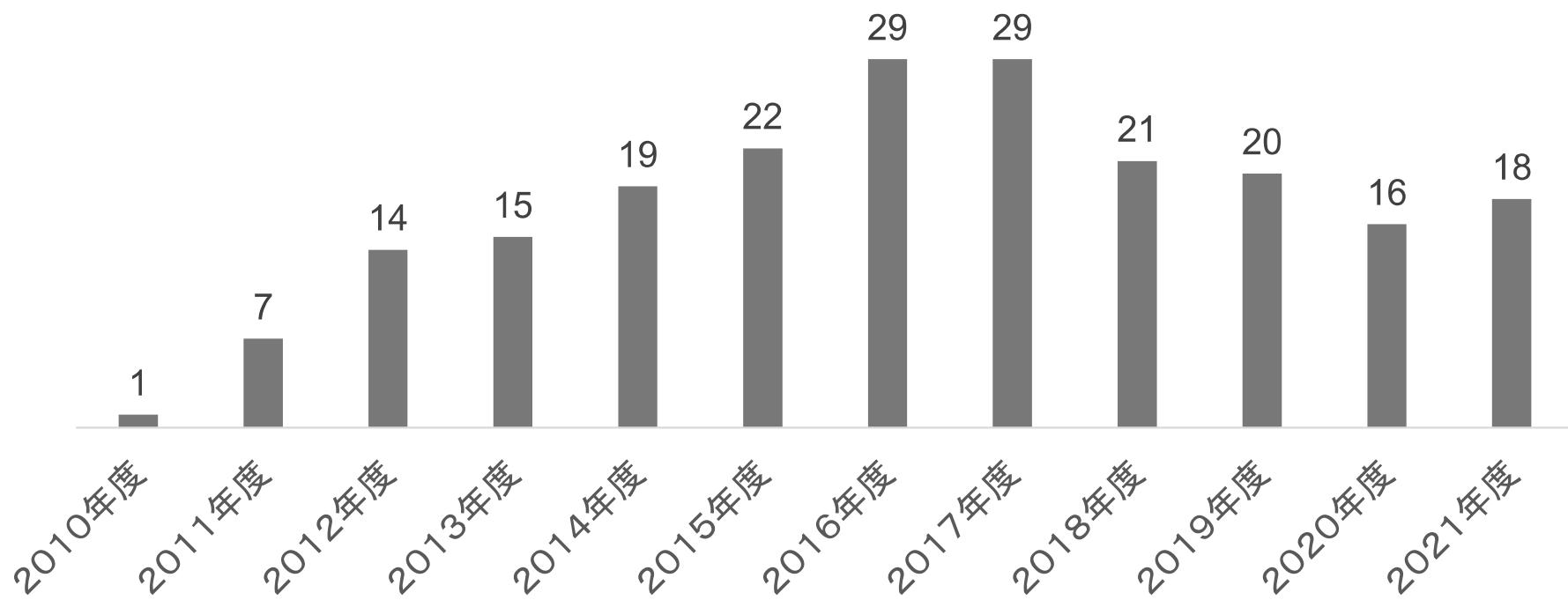
入口支援の相談はどこから

市町村行政機関	11
検察庁	4
保護観察所	4
障害児者福祉機関	11
地域福祉・生活困窮者支援機関	26
弁護士	143
親戚・知人	7
大家	2
本人	2
その他	1
合計	211件

相談内容



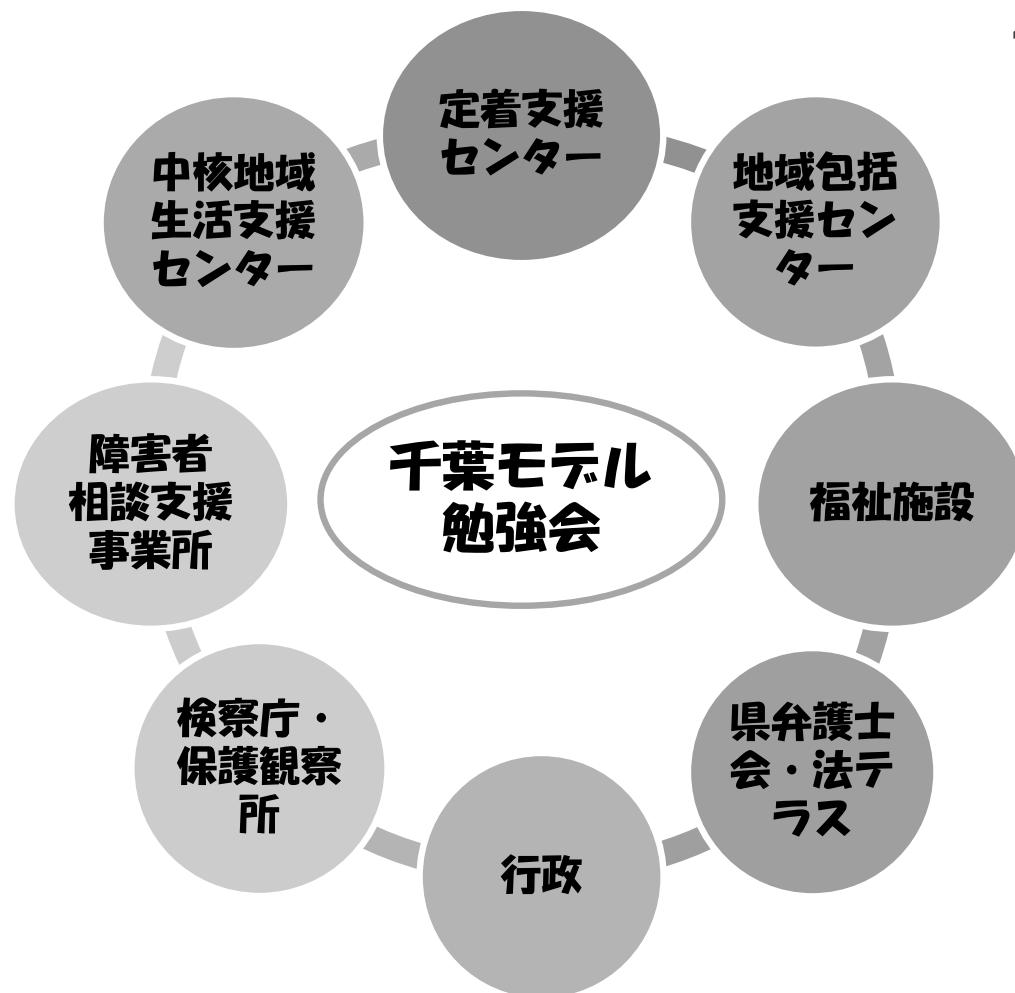
年後別相談件数



千葉県の取り組み

司法福祉千葉モデル勉強会

2012年9月より定例月1回



集まる 理解し合う つながる

- 事例検討
- 情報交換
- 講演会開催
- 事例集発行
- メーリングリスト活用



事例検討会 PCAGIP法



当事者から話を聴く



弁護士会『障がい者刑事弁護人制度』

- ・2014年4月より
- ・研修を受けた障害に理解ある専門の弁護士を名簿登録し、当番弁護士、国選弁護人として派遣する制度
- ・登録弁護士 現在70名
- ・定着支援センターが講師となり福祉による生活支援について講義

弁護士会『社会復帰支援活動援助制度』

- ・2015年10月より
- ・登録事業者が被疑者・被告人となった者を自立準備ホーム、シェルターで引き受ける
- ・福祉の支援者の面接＆付き添い1回につき5千円（2回まで）交通費実費支給
- ・市川ガンバの会と定着支援センターが登録事業者になっている

犯罪をした者等の社会復帰に関する 包括的支援体制（県独自の取り組み）

そうだん 相談したいこと ○をつけてください

・住まいを探す

・仕事を探す

・買い物などをお手伝いする

・役所等の手続きのお手伝いをする

・ご家族等と連絡をとる

・お話を聞く

・病気や障害のこと

・借金や生活費のこと

・何となく心配

・その他

まずは
てがみ
お手紙をください。

そうだん
相談
無料

〒260-8667
ちばしらやおろくいちばちょう
千葉市中央区市場町1-1
ちばけんけんこうぶくし
千葉県健康福祉部 健康福祉指導課
ちゅうかく ちいきせいかつしえん たんとう あて
(中核地域生活支援センター担当)宛

☎043-223-2615

ちゅうかくちいきせいかつしえん
「中核地域生活支援センター」は、
ちばせんせつちく ふくしきじんぞんセンター
千葉県が設置する福祉の相談所です。

じかん にちたいせい
24時間・365日体制

ちばけん
千葉県に
かえ
かた
帰りたい方へ

そうだん
くらしのご相談

ちばせん ジョウカくらしごかわん
千葉県には「中核地域生活支援センター」という、
そうだん ばしょ
相談できる場所があります

『被疑者等支援業務』に向けた5者協議

- 参加者：千葉県

千葉保護観察所

検察庁

千葉県弁護士会

定着支援センター

- ケースは山のようにある
- どんな対象者なら定着センターは できるのか
- 情報をどこまで出してもらえるか
- 弁護士からの依頼を観察所経由で受ける？？？
- 弁護士と福祉の仕事の親和性（7割が弁護士依頼）
- 受け入れ先の確保→自立準備ホームの増設

『被疑者等支援業務』連続研修

千葉県弁護士会＆定着支援センター共催

会 場：千葉県弁護士会館

内容・方法：Zoom、対面

第1回 被疑者等支援業務と千葉の入口支援の現状を知る

第2回 被疑者・被告人への支援の在り方について

第3回 あるべき千葉モデルの事業スキームは？

参 加 者：延べ人数 185名

行政・保健所・基幹相談センター・相談支援事業所・中核地域生活支援センター・保護観察所・検察庁・刑務所・少年院・更生保護施設・保護司・居住支援法人・ホームレス支援・生活困窮者支援・弁護士・自立援助ホーム・福祉施設・教育関係・地域包括支援センター・マスコミ・他県定着支援センター

被疑者等支援業務

弁護士目線で見ると…



保護觀察所に打診するなら最初から検察庁にかけ合う方が早い



弁護人・検察庁で制度利用に共通理解がある時の
み有用（明らかに福祉の支援が必要、軽微な犯罪）
検察庁に知られたくない情報がある時、弁護人は
使いづらい

(9/18連続研修講師 土屋孝伸弁護士)

職場内研修



それぞれの気づきと、その先



弁護士

接見の時の印象や本人の様子から
「刑罰を与えても生活を立て直せな
いだろう」

⇒この人には福祉の支援が必要だ。
どこにアクセスすれば良いのだろう。



福祉職

弁護士や本人から話を聞き「犯罪を
起こした背景に何かがあったはず
だ」

⇒(調査の結果)生活課題を解決す
るためには、どう動いて誰に繋げば
良いのだろう。

千葉県ではどう取り組むか

- ・観察所からの依頼があつても、着手するかしないかは当方が決定する（自らの力量を知り無理をしない）
- ・毎月の勉強会を継続し事例検討を重ねていく
- ・ケースによって、依頼先によって『相談支援業務』『被疑者等支援業務』どちらでも対応する
- ・弁護士会の『社会復帰支援活動援助制度』を活用する
- ・今後も『5者協議』『連続研修（報告会）』を継続する

静岡地方検察庁 福祉アドバイザーの役割と入口支援

1

静岡地方検察庁
社会福祉アドバイザー 菅野紀枝

1
2

刑事政策推進室の成り立ち

(2) 静岡地検における刑事政策推進室の発足の経緯

平成25年6月 再犯防止調整担当者1名を指名

入口支援に向けた取組

平成27年4月 社会福祉アドバイザーを配置

平成29年4月 社会復帰支援担当の統括捜査官を配置

令和2年4月 刑事政策推進室を新設

- ① 犯罪被害者支援等担当
- ② 児童虐待担当
- ③ 社会復帰支援等担当

対象者

支援対象者となり得る者

- ①起訴を猶予された者
- ②罰金・科料となった者
- ③全部執行猶予の判決を受けた者

※ ①～③の処分や刑が見込まれる者も含む

+ 福祉的支援が必要であり、再犯防止が期待できる者

4 捜査・公判事務との関わり

(3) 相談手順 検察官が行う手順

- ア 相談の決定・連絡
- イ 相談前の事前準備
 - ア 相談及び情報提供
 - イ 支援を受ける意思の確認等 同意書の徴取
 - ウ 施設に入所させるための決意に関する確認等
 - エ 社会復帰支援に関する相談票の作成
 - オ 社会福祉アドバイザーによる助言